

区における障害を理由とする差別に関する相談および対応状況について  
(令和6年10月から令和7年3月)

- 1 練馬区に寄せられた相談件数 7件  
(内訳) 相談窓口( )の件数 2件  
相談窓口以外での件数 5件

相談窓口：障害者施策推進課、総合福祉事務所、保健相談所

2 相談内容および対応状況

区立保育園の新入園児保護者からのご相談。園児母親が肢体不自由であるため、子どもを抱っこして階段を登ることができない。子どもの保育室が二階にあるため、登降園の際、職員の協力を頼めるかとの相談。

担当課は、送迎の際、二階まで職員が同行することとしたほか、当該保護者が階段を利用できるよう、手摺を設置した。

発達障害のある児童の保護者からのご相談。療育先の事業者に保育園から療育先へ送迎していただく際、保育園に対して、子どもを玄関で受け渡してほしいという要望をした。しかし、保育園側から部屋まで迎えに来てもらえないと対応できないと言われたという相談。

担当課は、保護者の要望を受け入れていただけるよう保育園と調整し、協力していただけることとなった。

知的障害のある方から、区が主催する会議の議事進行にあたりルビ付き資料の提供、資料内容事前説明について配慮の申し出があったため、申し出どおり対応した。

聴覚障害のある方から、意見聴取事業の実施にあたり手話通訳の配置について配慮の申し出があったため、申し出どおり対応した。

視覚障害のある方から、意見聴取事業の実施にあたり点字資料の提供、拡大文字資料作成について配慮の申し出があったため、申し出どおり対応した。

区が開催する講演会の参加者からのご相談。視覚障害があるので、個別に要約筆記の対応をしていただきたい旨の相談があったため、申し出どおり対応した。

身体障害のある方からのご相談。マンション内での電動車椅子の置き場  
所について、管理会社から理解を得られない。行政から管理会社に話して  
ほしいという旨の相談。

担当課は、管理会社に対し、合理的配慮の説明と規約の変更も含めて、  
対応の検討を依頼した。